

平成27年第2回紀の川市議会定例会 第2日

平成27年 6月23日（火曜日） 開 議 午前 9時30分
延 会 午後 2時06分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 竹村広明	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 杉原勲	22番 高田英亮

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	森本浩行
総務部長	竹中俊和	危機管理部長	上山和彦
市民部長	中邨勝	地域振興部長	森田英嗣
保健福祉部長	服部恒幸	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	国体対策局長	榎本守
会計管理者	森脇澄男	水道部長	田村佳央
農業委員会事務局長	米田昌生	教育長	松下裕
教育部長	稲垣幸治	企画部財政課長	杉本太

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時30分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回紀の川市議会定例会、2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高田英亮君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、3番 船木孝明君の一般質問を許可します。

はじめに、国民健康保険についての質問をどうぞ。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、改めておはようございます。

ただいま議長の発言許可が出ましたので、通告どおり、質問事項、国民健康保険、次に、介護保険について質問いたします。

私は、今回の介護保険、国保、これは言っても国の制度でありますので、その応分の負担額、介護保険会計のほうを重点的に御質問します。

それでは、国保についてですけれども、健康で幸せな生活を送ることは、全ての人の願いです。しかし、人は誰でも病気になったり、またけがをしたりすることがあります。このようなとき、安心して医療が受けられるよう加入者がふだんから保険料を出し合って、お互いに助け合う制度が国民健康保険です。

そうした中、国民健康保険法が約56年前に農林業を中心に、「医療保険組合」として設立されました。しかし、当時から56年たちまして、非常に少子高齢化が進み、現在、紀の川市においても少子高齢化がすごく進みまして、また担い手不足で1次産業、農業・林業・また自営業も激変し、組合員の多くは退職された高齢の年金受給者が国保会計の財源を担っているのが現実です。

そのため、保険料も多くは見込めなくなり、ここに厚生労働省の21年度の集計ですけれども、65歳から74歳までの割合が約31%、これは平成21年、5年ほど前ですけれども、最近では40%を超しているということです。そして次に、同じく厚労省の21年度の所得の調査割合ですけれども、加入世帯の22.8%が一応所得なし、23.9%が100万円未満の世帯であり、年金収入世帯では120万以下は低所得者のほうに入る。これが、合わせて大体57%、非常に厳しい全国でも集計が出ています。

そういうことに、逆に高齢者のための医療費が年々増加し、このままでは非常に厳しい、破綻しそうな国保財源になっていくと推測されます。国保会計は、国の制度では財源の半

分が国・県・市の公的補助金、そして残りの半分が組合員の保険金で国保財源を担っておりますが、現在、全国各地1,717市の半分以上が基金を取り崩して、厳しい赤字運営となっております。また、4分の3の1,260市町村では、制度で決められている金額に加え、一般会計から法定以内の繰入金で赤字を補填し、何とか運営をつないでいるのが現実であります。

そうした中、紀の川市においても非常に厳しい現実、国保の基金の取り崩しや法定以内の一般会計からの繰入金をさらに今後ともますます高齢化が進む中、市の財政力も含めて、持続的な国保運営をどのように取り組んでいくのか、まず1点目、質問いたします。

続いて、また平成29年度までをもとに、市の国民健康保険がなくなるということです。そうした中、県に統一すると聞いておりますが、中身の内容とかそういう変化もわかる範囲で結構ですので、御質問します。

3点目に、国保の支払いは、介護保険の場合は年金引き落としになっておりますけれども、自主納税となっておりますが、滞納の状況についてはどの程度ですか合わせて、この3点をまず質問させていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

それでは、船木議員の質問にお答えいたします。

高齢者社会の今後の対応についてでございますが、国民健康保険加入者における団塊の世代の全ての方が、平成27年には前期高齢者となり、10年後に後期高齢者医療制度へ移行するまでの間、大幅に前期高齢者の医療費が増大することが見込まれているところでございます。

また、国民健康保険の財政状況については、その構造的な要因から、全国の各保険者では非常に厳しい状況であり、単年度収支において全国で52.7%の保険者が赤字運営となっている状況です。

紀の川市におかれましても、国保事業会計の単年度収支は赤字を繰り返しており、基金の繰り入れや前年度繰越金により運営を行っている状況です。そのため、基金の残額が減少する中、今後の基金残額の動向、また平成30年度から国保の財政運営責任が都道府県に移管されることに鑑み、今後の国保事業運営を考えますと、このままでは国保事業会計の健全な運営を行うことが困難になることが想定されるため、平成27年度の国保の運営状況を注視しながら、歳入の確保及び国保財政の健全化という観点から、平成28年度以降における国保税の税率改正を検討していきたいと考えているところでございます。

それと、2点目の都道府県化にされた場合の状況でございますけれども、まず財政運営につきましては、県が行うということでございます。その他の事務的な資格の加入・喪失、また医療費の給付等は、従来どおり市が行っていく義務であると聞いております。

また、滞納の状況でございますけれども、近年、現年度の収納率が大変上がってきてお

ります。そんな関係で、未収入金が減少しているという状況でございますので、それに合わせ滞納額も減少しているというのが現在の状況でございます。なお、滞納の収納率については、近年19%余りを維持しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） まことに厳しい会計事情とわかりますが、今後とも市民、国、市といろいろと協力し合いながら、この運動を進めていきたいと思っております。

次に、ここの第三者行為による国保からの支払いについて、御質問します。

第三者行為による国保からの保険金給付が、主に交通事故や傷害事件と思うんですけども、傷病による医療費は、その第三者が傷病費を担うことになっていますが、相手の損害補償が不十分なきや、また交通事故などで人身事故であるのに何らかの事情で車の自賠責保険を使わず、また長期にわたる治療のため途中から故意に国保に切りかえ、医療費を国保から払っているとお聞きしております。

苦しい国保財政からの違法な支払いは、健全な国保運営を図る観点から最も今後重要なことでもあります。平成25年に和歌山県下全体で460件を国保から支払っております。そして、給付金額も約1億8,000万円という膨大な金額を第三者へ寄附金を支払っております。これは、後ほど国保からそういう交通事故だったら交通のほうに請求をしているんですけども、その後の運営ということはまだはっきりわかっておりません。

そうした中、紀の川市においても、第三者給付の国保からの支払いは、もしあるのでしたらちょっと詳細を質問します。

そして、今後本人からき自主申告の啓発や第三者行為に対し、市、医師のレセプトや国民連合会との協議し、健全な国保運営をどのように取り組んでいるのかもあわせて質問させていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 再質問の第三者行為の求償についてという御質問について、お答えいたします。

絶対的給付制限の一つである交通事故等の第三者行為における適正な医療給付という点に関しましては、レセプトの内容点検や国保連合会からの情報により、第三者行為求償事務を行っているところでございます。また、市のほうにおいても、レセプト点検の中で、これは交通事故ではないかという疑義が生じた場合は、直接本人のところへ電話等で問い合わせ、交通事故の場合は届け出てくださいという指導を行っているところでございます。

この求償事務については、健全な保険財政を運営していく上では重要なものと考えているところでございますので、今後も引き続き、適正な第三者行為事務を行っていきたいと考えているところでございます。なお、参考ですが、平成26年度求償事務の実績でござ

います。42件の約1,300万円を求償いたしております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔船木議員「はい」という〕

○議長（高田英亮君） それでは、次に、介護保険についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） それでは、介護保険について質問いたします。

まず、ことしの4月に第5期介護保険が第6期に変わりました。介護保険計画書がこのようにきちっと手元にあって抜粋しておりますけども、平成29年の3カ年ということで事業計画が策定されておりますけども、この事業計画は非常に事細かに市民や、また老人ホーム、施設の事業者からのパブリックコメントの結果や、また今後予想される団塊の世代、10年先の人口推計など、きめ細かい計画を策定しております。

紀の川市も合併当時、人口7万人と言われましたが、現在6万6,000人で、将来まだまだ減少していくと推定します。また、人口が減少しても、逆に高齢率が高くなり、平成27年度で紀の川市の平均高齢率が30.1%ということで、本計画が終わる平成29年度には32.3%に、そしてさらに団塊の世代が75歳になる平成37年には、40%近くになり、介護サービスや介護料も増大し、予想もつかない厳しい事態の介護保険の負担制度になってきます。

介護保険制度は、15年前の平成12年に将来高齢化時代を予測して、家族を含め、老後病気になったり寝たきりになっても安心して介護や日常生活支援が受けられるということで始められた介護保険法の国の法制化で立ち上がりました。その後、3年ごとに6回の法改正がされまして、保険料も最初の平均は3万5,300円でしたが、紀の川市に合併したときは5万4,000円、今年度の第6期保険料は平均で7万1,000円と、ますます保険料も増大してきております。15年間で保険料は約2倍になりました。そうして現在の人口から想定した今後の保険料は、平成32年には8万2,500円、10年後の保険料は10万2,300円程度となると計画書ではうたっております。

そこで、質問です。今後ますます高齢化が進み、介護保険制度は不可欠で、ますます上がる保険料を含め持続可能な制度の取り組みをどのようにしていくのか、まず1点目、質問します。

続いて、ことし4月から第6期紀の川市介護保険計画が策定され、高齢者福祉計画が変わっています。この計画は、10年後の状況も予測して計画策定され、もうことしの4月から施行され、被保険者が8月から掛金が大幅アップして、あちこちでいろいろと話題になっております。そのほか、五つの軸としての制度見直しが行われましたが、その中でも重点的な見直しの内容を質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

船木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

議員からは、今後ますます高齢化が進む中、介護保険料を含め、持続可能な制度の取り組みと重点的な見直し内容はの2点についての御質問だと思いますが、制度設計の中で関連しますので、あわせて御答弁させていただきたいと思っております。

第6期介護保険計画のもと事業がスタートしたところでございますが、介護保険制度の改正、また給付費総額の増大をベースとした第6期介護保険計画では、議員御指摘のとおり、介護保険料が創設時と比べまして約2倍に増加し、被保険者の皆様方に御負担をさせていただくことになり、今後も上昇する懸念がございます。

そのような中、現在75歳以上の高齢者数の急増とともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加など、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われているところでございます。

また一方では、介護保険制度は、制度創設以降、介護サービスの増加に伴いまして、介護保険料が増加していることから、介護保険制度の持続可能性を高めていくことも強く求められているところでございます。

このような点から、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」という二つの基本的な考え方のもと、居宅サービス・施設サービス・費用負担・地域支援事業・介護保険事業計画の五つの軸として見直しが行われたところでございます。

このうち、特に地域支援事業の見直しにつきましては、高齢者が地域で自立した日常生活が送れることを目的に、責任主体が市町村に移行し実施されることになり、その中で、予防給付のうち、訪問介護・通所介護が平成29年度末までに地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業へと移行することになってございます。

これまでの介護保険事業所による既存サービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した高齢者支援を行っていくこととなっております。そのため、サービスを類型化し、それに合わせた基準や単価等を平成28年度末までに設定する必要がございます。

第6期当初においては、新しい総合事業における多様な主体による多様なサービスの提供は少々困難と考えますが、総合事業の視点は、「住民参加による地域づくり」であります。このことから、本市としては、一般介護予防事業を工夫して、「できる限り元気な状態を維持し、介護を必要としない生活が営めるようにする」ことに力点を置いて、現在、居場所づくりの場や運動機能の維持向上のための「リハビリ教室」等を積極的に取り組んでいるところでございます。ただ、この取り組みにつきましては、普及に一定の時間を要することから、まずは周知し、その必要性を示すことが重要と考えているところでございます。

また、この一般介護予防事業を充実させることで、結果的に御心配の保険料の抑制効果につながり、介護保険制度を適正に運営できることになると考えていますので、御理解お

願いたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

松木孝明君。

○3番（松木孝明君）（質問席） 再質問、ただいまお答えいただいた中でも若干触れていただけてますけども、大きな変わり目というのは、要支援1・2、現在までの通所介護を今後民間とかそういう地域でお年寄りを見ると、地域密着型支援に移行するということですが、これは平成30年でやるのでしたら、平成28年、平成29年にサービスが開始できるように事業主体の説明会立ち上げや取り組みにどのように進めていくのか。

また、設置場所や建物施設の補助金、また開所後の運営に対するサービス、利用料、またランニングコストはどうか、これもあわせて質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 松木議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきました地域支援事業の移行についての、その中の事業主体の立ち上げ、取り組みについてでございますが、新しくこの総合事業の導入につきましては、市としては要支援者自身の能力を最大限に活用しつつ、従来の介護予防と住民等が参加するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みづくりをするのが第一、必要であるかと考えているところでございます。

まず、従来の介護予防給付にて提供されておりました訪問介護・通所介護については、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、住民主体による支援等を含め、多様なサービスを構築していく必要がありますが、本市の地域事情を考慮して、実施にあたっては、円滑に移行を促進していくために既存のサービス、いわゆる予防給付による訪問介護・通所介護を軸としてスタートし、その後、これらのサービスを多様な担い手によるサービスへの再構築をしていく予定でございます。

また、設置場所等につきましては、社会福祉協議会、またはシルバー人材センター・ボランティア等の担い手が活動する拠点として、高齢者の生活エリアに近い既存の集会所等を活用してまいりたいと考えているところでございます。

なお、運営についての補助については、制度上大変困難と思いますので、活動支援として運動指導士・理学療法士等の講師の派遣をして活動をより有意義なものに切りかえていきたいなど、そのように考えておりますので、御理解よろしく願いたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

松木孝明君。

○3番（松木孝明君）（質問席） 再々質問、これは先ほどの国保・介護全般にわたって、市長に御質問、お答え願います。

非常に厳しい時代にもう既に入っておりますので、今後団塊の世代が75歳になる10年後の高齢化、それに伴う国保・介護の保険制度の運営は非常に厳しい事態になっており

ますけども、これも避けて通れない絶対不可欠な制度です。

市長は、第6期介護保険計画書の始めの言葉で、「急激に進む高齢化に対応するため、従来の取り組みに加え一層の対策を推進する必要がある」と書いております。今後の紀の川市の財政力も踏まえ、高齢化社会での持続的な国保・介護制度に対する市長の所信をお伺いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 船木議員の国保、また介護の今後の運営、高齢化社会に向けて、また少子化でかけてもらえる国民・市民が減少する中で、厳しい財政状況、難しい時代が来るのではないかと、もう前から予想されているわけで、それでは紀の川市においていい方策があるのかと言われてもなかなかないわけで、まずは「医療」、「介護の予防」、「住まい」、「生活支援」等々が一体的に提供される地域包括システムというのを構築していかなきゃならんと。

そんな中で、「できる限り住みなれた地域で最後まで尊厳を持って自分らしい生活ができるような地域づくり」といいますか、そういうことを市が中心となって地域の方々に参加をしていただいて、地域の実情に応じた「地域の支え合いの体制づくり」・「介護予防サービス」の推進によって、健康寿命を延伸させることができるような環境を整え、保険料の抑制に広げていけたらなど、そのように市民の皆さん方の協力も得ながら、自身も頑張っていきたいなど、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、10番 坂本康隆君の一般質問を許可します。

坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告のとおり、地方創生交付金の活用等についてを質問をさせていただきます。

国が経済対策や地方創生のために、平成26年度補正予算に盛り込んだ総額4,200億円の新交付金のうち、3,827億円の配分が決まりました。そのうち、2,483億円が消費喚起分として配分され、全国地方自治体の97%に当たる1,739の自治体は、購入額に一定額を上乗せした分の買い物ができるプレミアム商品券や旅行券などを発行する予定と聞いております。

また、人口減少対策のための地方版総合戦略の策定と、同戦略に盛り込む見込みの事業を支援するための地方創生先行型の交付金は、1,775の自治体に1,344億円が配分されました。その事業別では、観光振興が31.9%と最も多く、産業振興が25.6%、人材の育成、あるいは人材の確保が25%と続いております。

全国の自治体の具体的事例を見てみますと、観光の分野では、群馬県軽井沢では、2市

1町で広域観光ルートの造成、山口県下関市では、外国クルーズ船の誘致、または各種イベントの企画、地域の観光資源PRなど。そして、産業振興の分野では、自治体共催のビジネスセミナーの開催、北海道の留萌市では、水田が多いということで、もみ殻や間伐材を活用したバイオマス資源の活用、農業を核とした事業、また高知県では、町産の木材を活用したもの、ものづくりの拠点の形成、長野県小諸市では、有害鳥獣の商品化、鹿肉をドッグフードでブランド化を目指しております。そしてまた、大分県では、3市1町でオリーブ油、ヒマワリ油、そしてまたハモや車エビなどの福岡市への広域連携のアンテナショップ設置などがあります。

少子化対策、小さな拠点づくりなど、さまざまな事業の計画をされております。先行型の交付金は、出生率の向上など少子化対策による人口の自然減対策と都会などからのUターンや新しい人の流れ、移住・定住の受け入れなど、社会減、さらなる社会増対策という二つの目的に整理して考える必要があると思います。

そこで、お尋ねをいたします。先行型の交付金は、人口減少の克服が目的であり、本市が昨年度の補正予算に盛り込んだ国の地方創生交付金の先行型事業は、こういった観点から見るとどのように整理できるのか。

また、消費喚起型事業について、事業実施後、消費喚起・効果について調査を行うことを求めているが、調査の手法や時期、公表についてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

次に、先行型交付金のうち、まだ配分が決まっていない上乗せ交付金300億円について、国は先進的な提案を行った自治体に優先的に配分するという方針を示しております。配分基準では、対象は雇用創出に向けた人材の育成や人材の確保、そして農林水産分野での地域資源のブランド化や販路開拓、それから観光資源の開発、またコンパクトシティや中心市街地の活性化、小さな拠点の形成、プレミアム商品券等と連携した地域商品開発、商店街活性化等のいずれかに該当する事業となっております。

申請事業数は、都道府県は5事業、市町村は2事業まで目安とし、採択された際には、市町村では3,000万円から5,000万円を交付する予定となっております。ビッグデータや客観的データに基づいた事業設計、あるいは地域の関係者との連携体制の構築、成果目標の設定等検証の仕組みの整備、以上3点を全て備える先駆性のある事業が条件となっております。

そこで、お尋ねします。紀の川市は、この上乗せ交付分について、申請を予定しているのか、お尋ねをいたします。

また、次に、自治体が地方版総合戦略の策定を含めた地方創生の取り組みを行うにあたり、各地域に愛着のある国の職員、各17府省庁の871人を地方創生コンシェルジュに任命をされております。この仕組みを積極的に活用してはどうかと思います。

地方版総合戦略は、平成31年度までの具体的な施策や事業を盛り込んだものとなるが、本市が既に策定している長期総合計画や個別の各種計画の内容や施策と重なる部分も多く、

国が設定を求める重要業績評価指標も、既存の計画に掲げている各種主要と整合性をとる必要があると思います。また、既存の行政評価のシステムや予算要求の仕組みの自体も、総合戦略策定に合わせて手法やスケジュールなどの変更を余儀なくされると考えられます。

そこで、お尋ねをいたします。紀の川市の長期総合計画や個別計画を地方総合戦略の理念や考え方を踏まえたものに見直す考えはないのか。また、実施計画を作成する中、成果指標をどのようにしていくのか、お尋ねをいたします。

次に、加えて、国の各府省庁では、独自に地方創生の取り組みを進めておりますが、厚生労働省では、「まち・ひと・しごと創生サポートプラン」を取りまとめ、雇用制度、雇用対策、少子化対策、医療・介護・福祉サービスの取り組み方針を掲げ、自治体の総合戦略策定のコンサルテーションを行うこととしています。新型交付金の来年度からの本格導入も含め、地方創生に関する国の動きはにわかには加速してきておりますように聞いておりますが、そこで4点目をお尋ねいたします。

地方創生に関する国からのスピーディーな情報収集、さらには国との緊密な連携や信頼関係の構築はどのように行っているのか。また、国・県・市の連携は十分行える体制にあるのか、お尋ねをいたします。

次に、現行法の支援策だけでは自治体のニーズに十分対応できていないという地方の声を踏まえて、国は昨年度補正で既存の補助制度などを組み合わせることで、大きな事業を対象とした新たな財政支援策として、地域再生戦略交付金50億円を創生をいたしました。

各省庁の補助制度にならない施設整備や各省庁にまたがる横断的な地域活性化対策など、自治体等の事業を後押しするもので、最大2分の1の補助が受けられるもので、今年度予算にも70億円が計上されております。制度の活用には、自治体が地域再生を策定し、内閣府の認定が必要となっております。1月には、全国で21地区の計画が認定をされていると聞いております。地域再生計画は、地域再生法に基づくもので、少子化対策や産業振興など地域の課題解決を図るための提案を盛り込む各省庁の補助制度や税制面での特例措置など支援策が活用できると聞いております。

そこで、最期のお尋ねをいたします。本市でも、迅速な地域課題解決と地方創生のために地域再生計画の策定及び申請の検討を行ってはどうか提案し、1回目の質問を終わります。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 坂本議員の地方創生交付金の活用等について、お答えいたします。

先行型事業は、人口減の克服という観点から見るとどのように整理できるかということにつきましては、予算計上をしております先行型の事業のうち、まず、「地方版総合戦略策定事業」は、紀の川市が有する地域資源を最大限に活用した地域活性化施策と人口減少を少しでも食いとめるために実施いたします。

次に、「婚活支援事業」につきましては、多くの人が結婚につながり、紀の川市に住んでもらうことを目的に実施いたします。

次に、「観光プロモーション強化事業」ですが、フルーツ王国紀の川市をPRすることにより、交流人口の増加が期待できます。

次に、「保育所保育環境充実事業」ですが、低年齢児の受け入れ体制の整備や保育環境の質の向上を高めることにより、子育てしやすい紀の川市をアピールしてまいります。

次に、「子ども医療費助成事業」でも、子ども医療費を助成することにより、紀の川市で安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めることによりまして、人口減少の歯どめにしたいと考えております。

次に、地域消費喚起事業については、商工会商品券補助事業を予算計上しており、消費喚起効果を測定するため、利用者アンケートを実施し、年齢や家族構成といった「顧客の属性」をはじめ、調査を行ってまいります。

次に、上乗せ交付金分につきましては、「タイプ1」と「タイプ2」があります。「タイプ1」については、国が示す事業分野や事業の仕組みを全て備え、地方創生先行型の事業が他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業が対象となることから、本市が先行型で提出した事業は、該当はいたしません。また、「タイプ2」については、平成27年10月30日までに地方版総合戦略を策定する場合となっており、「紀の川市ひと・まち・しごと人口ビジョン・総合戦略」の策定については、12月末を予定しておりますので、上乗せ交付金については申請を予定しておりません。

次に、既存の総合計画や個別計画を地方版総合戦略の理念や考え方を踏まえたものに見直す考えはないかについてでございますが、今回の総合戦略と紀の川市の最上位計画である「長期総合計画」との位置づけについては、平成25年度を始期といたします第1次長期総合計画後期基本計画の施策目標、基本施策、取り組み方針、取り組み事業のうち、国が示す政策4分野を「重点的」・「補完的」に推進するための「総合戦略」と位置づけ、さらに平成30年度を始期とする第2次長期総合計画に人口ビジョン・総合戦略の考え方を引き継ぐ橋渡しの役割と位置づけしております。

総合戦略につきましては、現在策定中でございますので、重要業績評価指標が総合計画と一致するものについては重点的に取り組みまして、一致しないものにつきましては総合戦略で補完できればと考えております。

次に、地方創生に関する国、県からの情報収集や連携についての信頼関係の構築はどのように行っているかについてでございますが、国が整備しました「地域経済分析システム」を活用して情報収集を行っております。

また、自治体が地方版総合戦略の策定を含め、地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、相談窓口を設け積極的に支援するための体制としましては、国では「地方創生コンシェルジュ」、県では「市町村支援ワンストップ窓口」の仕組みを構築しておりますので、活用してまいりたいと考えております。

次に、地域課題の解決と地方創生のために、地域再生計画の作成及び申請を行ってはどうかについてでございますが、地域再生制度については、地方が行う自主的かつ自立的な取り組みを国が支援することとなっており、また地域再生基本方針は、まち・ひと・しごと創生法に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略、その他地域振興に関する計画との調和が保たれたものではないと定められておりますので、ソフト分野であります紀の川市まち・ひと・しごと人口ビジョン・総合戦略策定を進め、ハード分野である地方再生計画については、今後、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（質問席） ただいま御答弁いただきました。地方創生交付金等、また地方創生総合戦略について答弁をいただきましたが、現在、紀の川市も策定をスタートしている真っ最中と聞いております。再度、地方総合戦略について、お尋ねをいたします。

地方創生まち・ひと・しごと創生総合戦略には、今後5カ年の政策目標や施策の基本方向、また具体的な政策パッケージなど192事業掲載されておりますが、総合戦略の策定段階の効果、検証について、外部の有識者の意見を聞くことや議会での十分な審議を行うことなど、策定業務の全てをコンサルに丸投げをしないよう求められております。

また、基本方針などの起草作業は、職員みずからが知恵を絞り、基礎的な調査や分析、事業の仕組みやアイデアなどは民間の力を十分活用すべきだと思います。

紀の川市のこれからのさまざまな課題を10年、20年先を見据えて将来をどうしていくか、地域住民や地元企業、子育て世代の若い世代、大学生、高校生ら将来を担う若者など幅広い層から意見を聞く場や機会を設けてはと思います。特に、若者の意見をどういうふうに取り込んでいくのか、お尋ねをいたします。

また、地方創生交付金の活用で、全国の市町村が総合戦略の検討に入り、いろいろな事業を展開しておりますが、紀の川市の特色をどのように出していくのかお尋ねし、2回目の質問といたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

紀の川市まち・ひと・しごと人口ビジョン・総合戦略を策定するにあたりまして、三つの調査を予定しております。

一つ目として、結婚・出産・子育てに関する意識・希望調査を実施いたします。対象者は、19歳から49歳の2,000人の市民を無作為抽出、また19歳から24歳の500人の若い方を特別に抽出して、若い世代の人の意見を聞いてまいりたいと考えております。

二つ目としまして、高校、大学等卒業後の進路希望等調査を実施いたします。約1,4

〇〇人の高校生を対象に、進路希望とあわせて結婚等の将来展望についても項目に入れ、調査をしてまいりたいと考えております。

三つ目としまして、子育て世代を対象としたグループヒアリング調査も検討しております。これらの調査によりまして、若い世代の意見を聞き取り、調査分析して将来展望を検討してまいりたいと思います。

次に、紀の川市の特色をどのように出していくかということでございますが、各市町村では保有している地域資源を活用し、また地域の課題を解決するための事業展開を行っております。

今後、紀の川市総合戦略を策定するにあたりまして、当市の資源を活用し、地域の人々が元気になるような事業を検討し、有利でかつ有効な国からの支援を活用しながら事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（質問席） 最後に、市長にお尋ねをいたします。

地方創生の動きは、全国で約1,700の自治体と同じスタートラインに立ち、一斉に走り出すような、まさにやる気と知恵比べの様相であります。

その設計図とも言える地方版総合戦略の策定、あるいは地方創生交付金の活用計画は、本市の将来や住民の未来を左右する重要なものと思われれます。そういう意味で、今回どうやって人口減少を食いとめ、地域を元気にしていくか。県・市や自治体に重い責任がかかっております。

先ほどの企画部長より答弁ございました保育所、保育環境充実で質の向上を図り、子育てしやすい紀の川市へ、子ども医療費を助成することによって紀の川市で安心して生み育てられる環境整備を進め、人口減少の歯どめにしたいと御答弁をいただきました。私も、全くそのとおりだと考えております。

紀の川市は、県下でほかの市町村に先駆けて、小学6年生卒業まで医療費無料、そしてまた中学生入院費無料化を実施されております。子育て世代、また保護者にはとってもありがたいことであると高い評価をいただいております。

若い世代が住みやすい環境づくりの有効な特色の一つとして、財政上厳しいと思いますが、さらに一步踏み越えて、中学校を卒業するまで中学生医療無料化を実現することによって、若い子育ての支援、あるいは若い人たちの定住・移住につながります。画期的な施策であると思います。人口減の克服につながり、また紀の川市の一番の特色になると考えます。

そこで、市長にお尋ねをいたします。今回の地方版総合戦略を策定するにあたって、現時点での思いや市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 坂本議員の地方創生の問題、非常に私は難しい問題だなと、そう思います。紀の川市も合併してことしで10周年という節目の年、安全・安心、住みよい地域づくりということで、議会の皆さん方、また市民の皆さん方の協力を得て今日までやってきたつもりであります。

そんな中、国においては、地方こそ元気になってもうてということで、地方創生という話が出たんですが、紀の川市で子どもを生み育て、そういう環境のいいところというようなことだけで解決できるのかと、私は国挙げてこの少子化の問題に取り組まなきゃならない。昔は、4人も5人も子どもさんを生んでもらえた。しかし、今では結婚すらせん若者が非常に多い。そして、一極集中、東京都会に若者も集中していくような、そういう時代になってきているわけで、それと昔は、僕もそうですが、高校だけ出させてもうて社会に出ていったと。今は、少なくとも短大等々、そんな4人も5人も子どもを生んで、親が子どもを養育できるのかどうか。その問題も国は考えてもらわなきゃ、地方自治体だけの解決できる問題ではないかと、根本的にまずそう思います。

しかし、市長をさせていただき、そして紀の川市を何とかしなけりゃならんということになりますと、そんなことばかり言うてられないわけではありますが、総合戦略を策定していく中で、先ほども申し上げたように、一番は、やはり市民が元気で安全・安心に暮らせるまちづくりをしながらいろいろと考えていく。しかし、和歌山県内で県民の移動というんか、紀の川市が住みよいところだからといって寄ってきてくれるというとは、どっかが減ってるということなんですね。実際に、子どもさんをたくさん生んでもらって、そして育てやすい環境づくりを国が、県が、市が一緒になって考えていくというような、そういうことをしていかなければ、自分のところのまちだけ人口がふえるようにというふうな政策では解決しない問題ではないかなと、そう思います。

そういうことで、同じことばかり申し上げておりますが、紀の川市は年中果物もとれる、気候もいい、その条件を生かす中で、「紀の川市に住みたい」、「また行きたい」、そういう紀の川市づくりを考えながら、いろいろな今1,700の全国自治体が地方創生ということに取りかかっているその時期に、このフルーツ王国紀の川市を生かした中、また、全国的な問題とはなっておりますけれども放置された農地の有効利用等考えながら、この地域おこしができたらなど、そのように思っております。

今後、今出発ですから、よその県に負けない、よその市に負けないということだけではなしに、長期的な展望に立っての紀の川市づくりを皆さん方と一緒に考えていきたいと。

プレミアム商品券等々については、その場当たりとは言いませんが、一番手っ取り早い地域の景気浮揚につながる。そうそういうことだけではなしに、今後の皆さん方と相談をさせていただいての紀の川市づくりをしていけたらと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、坂本康隆君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

○議長（高田英亮君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、20番 川原一泰君の一般質問を許可します。

川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） それでは、議長の許可を得ましたので、質問を行いたいと存じます。

きょうの私の質問については、老朽化危険空き家対策についてということで質問を行いたいと思います。

この空き家対策については、これはもう全国的に大変な問題になってございまして、倒壊寸前の建物、あるいはまた衛生上非常に問題があると、こういった建物を保有している方々に対して市町村が、「撤去しなさい」ということで命令ができるというこの法律が、先月の26日に全面施行されたわけでございます。

そういった状況の中で、全国的に人口減少、あるいはまた高齢化、この方向が非常に進んでございます。そういった中で、全国で800万件を超える、この空き家というものが超えてきたというような状況の中で、各市町村ともに非常にこの対策を求めておったと、こういう状況であったわけでございますが、そういった中で、今空き家対策特別措置法という新しい法律ができたわけでございます。

2013年に、国は全国的に調査をいたしてございます。そのときの調査結果でございますが、総住宅数が6,063万件という数字が出てきてございました。その中で、空き家と称される建物については、820万件という調査結果が出てございます。パーセントにしますと13.5%ということになるわけでございますが。そして、保有している方々が管理不十分なために、その空き家が倒壊したと、そういった建物が105万戸数あったと、そういう調査結果も出てきてございます。

1973年に、国もこの空き家の調査をしてございますが、それから2013年までしてなかったわけでございますけれども、その時点で約5倍に空き家の数字が膨れ上がっておるとい、こういう調査結果も出てございます。さらに、毎日今、全国的に住まいをする新しい建物が個人的にも建っていつておるわけでございます。この数字に対して、毎日出てくる空き家の数が上回っておるとい、こういった調査結果も出てございます。

全国的にそういう状況になってるわけでございますが、それでは我々が住んでおる紀の川市がどうなっておるんやということになるわけでございますが、平成24年6月の定例会において、私のほうからこの問題について質問をさせていただいてございます。

その当時、住民の皆さんから、特にこの街中の^{まちなか}空き家というものが非常に景観にせよ、

隣近所の家に対して迷惑をかけておるといふことの苦情がいろいろと聞かされました。そういつた中で、その24年の6月の定例会において私から質問させていただいたわけですが、とにかく旧5町が合併をして、貴志川、桃山、打田、粉河、那賀、この街中まちなかでは非常に空き家というものが問題になってきてるといふことの中で、今調べて、そしてその当時の紀の川市の実態というものをつかんでおく必要があるんじゃないかといふことで、24年の6月に質問させていただいたわけですが、いち早く執行部も取り上げていただきまして、都市計画課において、平成25年度1年かけてこの調査していただいたわけですが。

そして、きょうはその旧5町の数字ではなくて、紀の川市全体の数字を申し上げて御理解をいただきたいと思うわけですが、このときに3段階に分けて調査をしていただいております。

一つ目は、その空き家そのまま、今でも何とか住めるんじゃないかという判断のできる建物が608戸、そして管理不足であちこち非常に傷んでくるなという感じの建物については361戸、そして老朽化していつ倒れるかわからんというような危険な建物が29戸、平成25年度末においてそういう調査結果が紀の川市の中で出てきたわけなんです。その後、それから1年半、もう既に時間がたつわけですが、その道中、非常にまたその上に数字的には上乘せされてくるんだらうと、私はこのように思っておりますが、そういう紀の川市の状況の中、今この新しい国がつくった法律に乗っけて、どういったことから手をつけていかれるんか。この点について、1回目の質問として御答弁をいただきたいなど。

それと、その24年の6月に私から質問させていただいたときに、かすかに記憶しておりますわけですが、行政はこの問題については、ここまでは入り込めるけれども、ここから向こうは行けないよというような答弁があったように私も記憶いたしておりますが、今回の場合は空き家対策特別措置法というこのうってつけの法律ができたという経緯がございますので、きょうの答弁については紀の川市としての積極性、やる気のある答弁をいただきたいなど、このように思いますので、まず1点目、この答弁をお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されたが、どういったところから手をつけていくのかという御質問でございますが、空き家につきましては、議員御指摘のとおり、全国の例に漏れず本市においても深刻な状況となっております。

本市の空き家対策につきましては、新法に基づき、市長、地域住民、議会、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等で組織する空き家対策に関する協議会を設立するとともに、平成25年度に実施した空き家調査結果をもとに、危険空き家と判断し

た物件や経年変化なども考慮しながら、一部については再調査を実施し、空き家等対策計画を策定した上で実行してまいりたいと考えてございます。

○議長（高田英亮君） どこまで手をつけられるかというのを、もう少し答弁してください。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 申しわけありません。市から入り込めない部分という前回の答弁ということでございますけれども、今回につきましては、新しい法律によりまして深く入り込むような形になってございますので、それに準じて進めていきたいと考えてございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 再質問でございますが、今回の措置法の中身でございますが、この市町村において、まず一つ目、倒壊の危険性が非常に高いこの空き家、二つ目に、ネズミ等が異常発生をして、そして衛生上著しく有害であると認められるような空き家、3点目に、その建物があることによって景観が非常に損なわれているという判断のできるような建物、4点目に、ちょっと忘れた…もう一点あるわけでございますが、この四つの中身に一つでも当てはまるような建物と認めた場合には、市はこれは特定空き家ということの認定をして、そして立入調査をすることができる、検査をすることができるというこの法律もあるわけでございまして、そして市町村が保有者に対して立入調査の申し入れをした場合、これを拒んだ場合には20万円の過料を科すことができると、こういう中身もございます。

さらに、その特定空き家を保有する方々に、いわゆる撤去せよと、あるいはまた修繕をしてくれということをして市町村が指導・勧告、そして命令をしていた場合に、それに従わない場合には、その土地の上に建っている建物、そしてそれに対する固定資産税が更地の6分の1にするという優遇措置があるわけでございますが、この優遇措置を解除することもできると、こういう法律の中身にもなっております。

さらに、市町村がこの保有者に対して命令を下しているにもかかわらず、対応しない場合には、強制的にこの建物を解体することができる、こういった法律の中身になっておるわけでございますが、そういう状況の中で、市町村がその保有者に対して撤去してくださいということを申し入れていく、そういった段階でその保有者が、「わしとこそんなようせんよ、わしとこそんなお金ないよ」と、仮にこういう話になってきた場合には、行政側としてどういう対応をとっていくのか、どういう対応をしていくのか。この点について、ひとつ御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 持ち主が解体費用を出せない場合はどのような対応をするのかという御質問でございますが、議員が申されました四つの要件、一つは、その

まま放置すれば倒壊と著しく保安上危険となるおそれのある状態、もう一つは、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、そして三つには、適切な管理が行われないことにより著しく環境を損なっている状態、そして四つ目が、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、このような要件のいずれかに該当する場合は、特定空き家等に指定することになり、法に基づき順を追って進めていくこととなります。

本来は、空き家等の所有者が第一義的な責任を有しているわけですが、最終的に命令に従っていただけない場合は、行政代執行法の規定を適用して特定空き家等を撤去し、強制的にその費用を徴収することとなります。なお、徴収にあたっては、国税滞納処分の例による強制徴収が認められてございます。

しかし、代執行を行うには予算措置も必要となるため、空き家対策に関する協議会にも諮りながら慎重に進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問。

川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 再々質問でございます。この答弁は、市長にお願いしたいと思うんですが。

国土交通省が、昨年の10月現在において全国で401の自治体が新しい法律の一部を先取りして、自分とこ独自の条例制定をしておると、そういう調査結果が国土交通省から出てございます。

この点について、私個人的には、なかなか行政の中でもやる気のある積極的な行政もかなりあるんだなという、やるなという感じは実際、私自身してるわけですが、この問題について紀の川市の市長として、中村市長にその見解というもの、この問題についての見解というもの、どのようにお感じになったか、ひとつ御答弁をいただきたいと、このように一つ目は思います。

二つ目は、先ほど部長に、再質問の中で御答弁をいただきました。この建物を撤去せよという命令の中で、その撤去費用というものを建物の保有者が出さないというようなことになっていた場合にはどうするんやということで、私尋ねさせていただいて答弁をいただいたわけですが、再度、紀の川市の市長として、市長に確認の意味で御答弁をいただきたいと思うわけですが、この撤去費用の問題、こういう問題が起きてきた場合には、紀の川市の市長としてどのような対策、考え方を持って対処していくのか。この点について、再度ひとつ御答弁いただきたいなと。

この答弁をいただきまして、私、質問を終わりたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の空き家対策といいますが、その御質問にお

答えをしたいと思います。

昨年10月で、全国1,700の自治体の中で、401の自治体がこの新法に先取りをして取り組むと。私も取り組みは当然やっていくことが大事ではないかなと、まず思っております。

それと、この法律ができてからなかなか応じてもらえない地主、持ち主等々とのいろいろな関係、先ほど担当から運営協議会等々をつくり協議していくというメンバー、地域住民、議会、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者で組織をして対応していくという答弁ありました。

要は、その持ち主が、家の大きさにもよりますが、相当撤去費用というのはかかると思っています。それを出してもらえない、それは市が立てかえてやって、あと徴収できるのかどうか、そこらの問題が大きき一つの、1カ所や2カ所で済むわけじゃないわけで、ほっといたら市がとってくれんねんっていうようなことではいかんと思います。それで、十分市がいろいろと法的な話をするということよりも、一軒家ではなく、その集落としての区長さんなり周辺住民の皆さん方が、大変危険やから何とかしてもらわなというふうなことのほうが、その持ち主にとっては頭が痛いというんか、何とかせないかんという気になってもらえるんじゃないか。

その意味では、先ほどから申し上げた協議会等々をつくっていただいて、空き家対策にして考えてもらえる会をつくって取り組むということで、市としては持ち主がその撤去代を出すと言わなくてもやりますよと、そして法に基づいて請求しますよというだけではなしに、とったあとの土地を売却する、ここは勉強せなわかりませんけれども、その土地を誰かに撤去代としてとってもらえるような値打ちのある土地かどうかというようなことをやっていけるのかどうかという、そこらあたりの勉強をさせていただきながら、できるだけその持ち主に御理解をいただいて、危険なところから撤去できるような方向に考えを持っていきたいと、そういうことに御理解いただきたいなど、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

○20番（川原一泰君）（質問席） 済みません。

○議長（高田英亮君） 3回ですので、ちょっと御遠慮願えますか。

〔川原議員「答弁漏れ」という〕

○議長（高田英亮君） そしたら、答弁漏れということで。

○20番（川原一泰君）（質問席） 市長としての答弁として、ちょっと私納得いかんと思うんやけど。

今、新しい法律ができて、そして行政側にかなり権限を持たせたという中で、そら市長言われてるのは、その地域の区長があるし、その人らも交えていろんな一番いい方向を、かげんの仕方をすると、それも一つの方法だと思うんだけど、保有者が、わしとこようさん寄って言うて、そないして法律で一律にそういう人が出てきて、5件なら5件そういう人が出てきた場合に、同じ解決の仕方をせないかん部分があると思うんで、やっぱり法

律で、こういう場合は徹底して法律でいくという、そういう答弁をいただきたいなど、私個人的にはそない思たんで。

○議長（高田英亮君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 答弁漏れについて、再々質問にお答えしたいと思います。

今、川原議員から答弁漏れということの中で質問がございました。新法に基づいてやりたい、またやる決意であります。しかし、正直者がばかを見るというんか、あんたこの家危険だから撤去してもらわないけませんよと、正直に撤去して撤去代が幾らですか、市へ任すとか業者に任すか、自分の責任でとるとか、いろいろ方法あると思います。

しかし、なかなか言っても撤去しようとしないと、法に基づいて市がやったと、お金がもらえないと、正直に払う人と払わない人とできてくるということになれば、大きな不公平ということの中で、その問題をいかにどう考えていくかということを考えながら、法に基づいてやりたいのは市としてはやっていきたいと、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

〔川原議員「わかりました。終わります」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、11番 森田幾久君の一般質問を許可します。

森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） もうおはようございますというより、こんにちばぐらいの時間なので、午前中で質問できるということで喜んでるところですけども。

ただいま、議長より許可が出ましたので、通告に従って、地方創生に向けてということで質問をさせていただきます。

先ほど、また3月議会においても、他の議員から地方創生について質問も出ておりますが、少し角度を変えて質問していきたいと思えます。

まず、県が10月末までに交付金の上乗せを受けるには、前倒しして地方版総合戦略の策定に入るのを呼びかけたと新聞等で発表がありましたが、紀の川市として具体的にどのような計画をされているのかをお聞きしていきたいと思えます。

「まち・ひと・しごと」をスローガンとする地方版総合戦略は、我々地方にとっては本当に重要な問題と認識する中で、今後若者がいかに地方に残れるか、また戻ってこられるかが大きなキーポイントになります。以前の質問で、「大都市圏に出た若者が地方で安心して働く場所を確保する」との答弁もされていますが、現状でいきますと高校生の大半が大学の文系に進学しているという時代であります。その後の就職についても、第1次産業や第2次産業離れといったところではありますが、第3次産業についてはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思えます。

また、紀の川市の基幹産業である農業をどのように生かしていくのか。先般、フルーツ大使になっていただいた女優の藤原紀香さんをどのように活用していくのかも聞かせい

ただければと思います。

次に、地方創生を実現していくにあたり、当然交付金頼みでは考えられませんが、自主財源をどう確保していくのかをお聞かせください。

昨年6月議会で質問させていただいたふるさと納税もその一つであろうと思いますが、実施に向けてどのように考えられているのかをお聞かせください。

また、これも以前に質問させていただいた公有財産の売却及び民間事業者への借地であります。将来に向けて何かをしようと思ったときには、当然自主財源も必要とされる中、思い切った決断で売却も考えていかななくては前に進まないと考えます。

例えばですが、現在の粉河支所の土地を若者が定住する住宅地にするのか、それから思い切ってビジネスホテルへと誘致するのかを考えていかななくてはいけないときに来ているのではないのでしょうか。紀の川市に来ていただいた方々が宿泊することによって、第3次産業の発展、また雇用も生まれると考えますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

次に、観光サービスについてであります。若者を含め、人の集まる場所には今どきWi-Fiサービスなど必要不可欠ではないのでしょうか。たま駅長をはじめ、観光スポットでは外国人観光客にも対応でき、案内のできるような、また市役所では来庁者へのサービスや災害時の情報ツールとして、スマートフォンの活用が当然の社会になってきている中でと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 森田議員の御質問にお答えいたします。

「地方版総合戦略」の基本的な考えは、「人口減少とそれに伴う地域経済の縮小を克服すること」と、「まち・ひと・しごとの創生の好循環の確立を行うこと」となっております。「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」を活性化させるというものでございます。

これには、「安定した雇用の創出」や都市部からの移住等を含めた「新しいひとの流れ」、若い世代が安心して「結婚・出産・子育て」を行える環境づくり、また「安全で住みやすいまちづくり」を行えるよう、当市におきましても「紀の川市まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、現在「人口ビジョンと総合戦略」の策定を行っているところでございます。

この総合戦略では、基幹産業である農業をはじめ、第2次産業・第3次産業につきましても、新たな「しごと」の創出が行えるような施策の検討を行ってまいります。

本戦略の策定にあたっては、外部委員の方の意見だけでなく、市民の方へのアンケート調査や子育てサークル等へお伺いし、若い世代の方へのヒアリングを行うなど、広く御意見を聞いてまいりたいと考えております。

このことによりまして、紀の川市の地域性や特色を生かしながら、住民ニーズに合った施策の検討を行い、効率的・効果的かつ実効性のある計画としてまいりたいと考えてお

ります。

次に、W i - F i サービスについてでございます。

国土交通省の観光庁の調査によりますと、外国人旅行者が日本での滞在中に一番困ったことの第1位が、無料公衆無線LANの環境となっており、日本のW i - F i は会員限定のサービスが多く、外国人旅行者はほとんど利用できないというものでした。アメリカではホテル、空港、ファーストフード店など、ほとんどどこでも無料でインターネットに接続できることが可能で、イギリスでは、オリンピック・パラリンピックロンドン大会の際に、ロンドン全域に多数のW i - F i が設置されました。

このような状況から、国は平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、W i - F i 環境の整備を支援することとしております。

紀の川市内でも、コンビニや飲食店、銀行などでW i - F i のサービスエリアが広がりを見せており、和歌山電鐵貴志川線の貴志駅には無料でインターネットに接続できるW i - F i 機能付きの自動販売機が設置されております。

W i - F i は、今後地域の社会基盤として観光だけにとどまらず、防災を含めさまざまな用途に使われていくことが期待されることから、既存の商業施設のW i - F i 環境など、民間事業者の状況を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 総合戦略等の位置づけにおいて、国が示す政策4分野の一つでございます「雇用の創出」に関しまして、若者の働く場所として農業をどう生かしていくかといった質問にお答えをさせていただきます。

今、国では、「今後の成長産業は農業である」と、こういったことで申されてございますが、地域農業の実情をしっかりと把握していないと言わざるを得ません。農業従事者数が急激に減少する今日、本市におきましても、農業労働力の実態は、農業生産の中心となる基幹的農業従事者数は2010年では5,370人ございまして、10年前の調査と比べまして926人の減少、65歳以上の割合を示す高齢化率におきましても56.8%となっておりまして、しかも40歳以下の従事者数は、わずか212人とどまっております。

こうした厳しい状況にございますが、基幹産業の農業に若者を引き寄せる施策をどのように構築していくか難しい課題ではございますが、きめ細かな就農支援と安定した営農支援に尽きると考えてございます。

現在、県農業大学校や就農支援センターでの研修と、受け入れ農家での実習研修など一貫したプロジェクトを展開するとともに、中核就農者との世代間交流を促進するため、営農に関する意見交換の場を設けるなど取り組みを強化しているところでございます。また、青年就農給付金事業等の問い合わせも多く寄せられる中で、しっかりとした対応も行ってございます。

加えまして、紀の川市の農業の魅力を高める施策である農産物のブランド化や農業の6

次産業化、さらに市産農産物の販売促進を強化することにより、本市での就農者の増加につながるものと考えます。

本市が誇れる果樹大産地という特性を生かしまして、農業、商工業、観光などあらゆる産業の振興とあわせ、雇用の創出にも直結する取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

また、本年4月に「紀の川市フルーツ大使」に委嘱させていただきました藤原紀香さんでございますが、当初より大まかな市のイベント日程を伝えてございます。スケジュールを調整をして、できるだけ本市に足を運んでいただくようお願いもしてございます。あわせまして、観光大使としてではなく、フルーツ大使としたことにつきましても、しっかりと趣旨をお伝えし、紀の川市の安全で安心なフルーツを広くPRしていただくこともお願いをしております。

いずれにいたしましても、市産果樹の魅力を高め、販売促進につなげていく取り組みにつきましても、所属事務所等との相談調整をさせていただき、大きな成果につながるよう進めをまいりたいと考えてございます。

続きまして、Wi-Fiサービスの観光部門での活用でございますが、情報を手に入れるだけでなく、そこから情報を発信することにも利用されてございます。それにより口コミがふえ、さらに観光客が増加するという仕組みになっており、特に外国人客を多く受け入れる施設への設置が必要と考えてございます。

市内の設置状況につきましては、先ほど企画部長から答弁がありました。本市の主要観光施設である青洲の里では、昨年度に春林軒を訪問された外国人は数十名で、いずれも通訳ガイド随行であったという報告を受けてございます。また、レストランを利用したバスでの訪問は、中国人観光客が数台あったと聞いております。

設置には、初期投資費用とランニングコストがかかりますが、県の補助事業をうまく活用しながら、青洲先生の偉業を幅広く外国人の方々にも知っていただけるよう、また、外国人が施設を訪問していただくために財団とも調整を図り、設置に向けた取り組みを今後検討してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、総務部から、まず自主財源の確保の観点から、ふるさと納税の取り組みについてお答えさせていただきます。

昨年第2回定例会においても、議員より、本市には魅力的な農産物がたくさんあり、市のPRと販売促進を兼ねて、寄附金のお礼に特産品を贈呈することで自主財源の確保に取り組んではという御提案をいただきました。

その後、担当課におきまして、県内はもちろん、全国の先進市町村の取り組み状況やこの制度の支援・仲介に携わる事業所からの情報を収集し、寄附金へのお礼として特産品の贈呈をすることを前提に、関係課との協議・検討を進めてまいりました。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとはもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になり、また市町村の取り組みを全国にアピールすることで、紀の川市が納税者の方から選んでいただけるにふさわしい市であるのかを改めて問われる制度であると考えております。

現在の取り組み状況ですが、御寄附をいただいた方々に感謝の気持ちをお伝えすべく、地元特産品等をお礼品としてお贈りできるよう、フルーツ王国紀の川市の特産物等を中心とした地元特産物カタログギフトを作成し、ホームページへの掲載はもとより、ふるさと納税関連サイトからインターネットによる寄附申し込みもできるようになど、準備を進めているところでございます。

市民の方には、「ふるさと納税」に対する関心を高めていただくことで、納税の大切さを自分ごととして捉えていただく貴重な機会になり、また本市に御縁のある方にとっては、本市の魅力や特産品のすばらしさを感じ取ってもらい、本市への応援が広がっていくことを期待し、同時に紀の川市の魅力発信、フルーツ王国紀の川市のPRを図りながら、寄附金の増加による財源確保を目指してまいります。

続きまして、公有財産の売却及び民間への貸し付けについてお答えをいたします。

同じく、昨年第2回定例会におきまして、議員より御提案を交えての御質問いただき、今回、改めて地域創世に向けてということで御質問いただきました。重複する点もあるかと思いますが、お答えさせていただきます。

公有財産は、地方自治法上、行政財産と普通財産とに分類され、公用、公共用に利用されない一部普通財産については、税外収入確保の観点から売却、貸し付けを進めてきております。

法定外公共物である里道・水路の場合は、申請者により受益者等関係者の同意を得まして、本来の用途の廃止手続を済ませていただいた後、払い下げを行い、また行政目的として取得した公有財産の土地のうち不整形、もしくは狭小であり、隣接する土地の所有者でなければ土地の一体活用がなされず、かつ関係者等の同意が得られ、所管する課において用途廃止手続を済ませていただいた後、売却を進めております。他には、個人住宅用地として利用できる場合は、公売として公告した物件がございますが、現在のところ売却実績はございません。

なお、合併後、平成18年度から平成26年度までの9年間に、公有財産の売却及び貸し付けによる収入を申し上げますと、売却件数が134件、売却収入1億5,726万2,943円、貸し付け件数は延べ337件、貸し付け収入は5,879万2,645円、合わせますと471件、2億1,605万5,588円になります。

今後、土地の利用計画がなければ、遊休地にさせるのではなく、売却及び貸し付けという観点で、民間含めた積極的な活用も考えていく必要があるかと考えますので、現在、紀の川市が取り組んでいる「公共施設マネジメント計画」及び「紀の川市まち・ひと・しご

と創生本部」が策定する総合戦略との整合性を図りながら進めさせていただきたいと考えております。

また、支所跡地の活用につきましては、議員皆様への御説明や御意見をいただく機会をいただきまして、その方向性を御協議させていただきたいと考えております。

最後に、市役所来庁者へのW i - F i の環境整備について、お答え申し上げます。

先ほど、企画部長、農林商工部長がお答えしたとおりですが、ふだん庁舎を訪れる来庁者は、大半が窓口での諸証明の申請、交付等の目的を持って来られておりますので、庁舎内における日常的サービスとして整備をする場合は、費用対効果を十分に見きわめまして、他の公共施設を所管する部署との連携を図り、検討していきたいと考えております。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） それでは、再質問、市長に2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、地方版総合戦略策定にあたり、若者の働く環境づくりは最も重要なポイントということで、若者の目指す職種、いわゆる第3次産業になるかと思うんですけども、いかに充実していくかどうかというのに今後はかかってくるのかなと思う中で、また先ほど市長も答えられてましたけれども、紀の川市だけだというのはなかなか正味難しいし、しんどいとは当然思う中で、仕事の通勤エリアとかいうのが当然あると思うんです。ただ、その中で紀の川市としてどうやっていくかというところで、先ほどたとえて言いました粉河の支所をいかに活用していくか、それを、これは私の意見としてなんですけれども、ビジネスホテルを誘致してはと考えます。紀の川市周辺に訪れる観光客やビジネスマンが手軽に宿泊でき、市内に少しでも長く滞在してもらうことが、また紀の川市にとっても、また第3次産業を充実していくにもということ、きっかけになると考えますが、その辺はまず市長にいかがか、お伺いしたいと思います。

また、京奈和自動車道が全線開通となってきましたと、今までの和歌山県のこの北部の位置づけといろいろ商業エリアというのが、特に京奈和は無料の道路でありますんで変わってくるのかなという中で、大規模商業施設の誘致も考えてみてはどうかかと。

現在、市内の大半の方々は泉南イオンか、和泉市のららぽーと、コストコ、また橿原のイオンにまで結構多く、意外と和歌山市に行くより京奈和ですっと行けるんで、橿原イオンのほうに行かれてる方も多いようです。

今度はまた、それを逆手というか、逆に無料の京奈和自動車道を活用して、和泉市のららぽーとというのは関西圏ではあそこにしかないんですかね、あそこかもう一個ぐらいだと思んですけども、首都圏に多い、なんですけれども、そういう関西にないものをこの紀の川市に大規模商業施設など来てくれるかどうかというのは、相手あってのことですけども、チャレンジして思い切った誘致をしてみてもどうかというのを考えます。

また、2点目なんですけれども、現在進めていただいているふるさと納税に絡んでである

んですけれども、先般、女優の藤原紀香さんとフルーツ大使の締結というか契約をされてますけれども、具体的に一応案内だけは差し上げてあるけども、まだ何をというのはい今のところはない中で、これ一度市長からもお願いしてほしいなと思うんですけども、ふるさと納税のスタートするぐらいにあたって、女優やからテレビもバラエティーや何やと出る機会あると思うんですけども、そのテレビの前で紀の川市がそういうのをやってます。また、ふるさと納税というのは、フルーツで紀の川市も始めたんですよというぐらいのことを言っていたとか、藤原紀香さんのブログでもっと書き込んでもらおうと、結構フェイスブックなんかでも市でやってるのも、藤原紀香さんが載せたら、ふだん「いいね」という数が100そこそこなのに、あれが1,000は軽く超えていったというようなことになってると思うんです。やっぱり芸能人の力というのはすばらしいと思うんで、せっかく契約されたのであれば、そのタイミングを見てしっかりコマーシャルしていただいて、紀の川市のフルーツが売れるというか、寄附も含めてしていただけるようお願いしていたらと思うんですけども、その辺のお考えもお聞かせください。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員の2点について、答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、紀の川市の遊休地の利用、公有地を利用してのビジネスホテル等の誘致ができないかという点であります。どの場所、粉河の役場跡地という提案もございましたが、どことは決められませんが、宿泊してもらおうところが非常に少ない状況の中で、ホテルもないということでよく言われるんですが、「紀の川市に泊まれるところがあるんですか」と聞かれたら、「ないんですよ、30人や40人の泊まれる旅館等はあるんですが」ということなんです。これは、ぜひとも考えていかなきゃならん大事な問題ではないかなと、そう思っております。

それと、大規模商業施設等の誘致していく中で、それらホテル等も関係してくる。また、商業施設というだけでなしに企業の誘致も考えていかなきゃならんわけで、中小企業、大企業が和歌山県全体としても少ない中で、中小企業で働いてもらえるような優良な企業を誘致できたらなと、今後考えていかなきゃならんと、そう思っておりますし、若者が帰ってこれるような地域づくりというものは一番大事ではないかと、そう思っております。

それから、2点目のフルーツ大使、本来なら観光大使も兼ねてということだったんですが、県のほうで「観光大使」ということにしようということになりましたので、うちが先契約を進めておりましたからどっちでもやれたんですが、紀の川市についてはフルーツの王国であるということの中で、「フルーツ大使」ということでお願いをしておるわけなんです。

先ほど、ふるさと納税の答弁、総務部長から答弁ありましたが、昨年森田議員からも御質問あって、この問題、まだ本来なら私はもう27年から取り組むべきだと、そう思って

おりまして、当初の予算査定ときに、「まだやってないんか」ということで担当にきつく言って、早く進めよと、全国的にそういう取り組みをしているところは何力所もあるやないかと、そんな中で、紀の川市は年中、ほとんど年中果物がとれる状況であるから、本当に有利で、また御理解をいただいて、紀の川市出身じゃなくてもその果物による納税に参加してくれるのではないかと。それをうまく、今度は藤原紀香さんも利用させていただいて、全国にPRできるような進めを今後考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいなど、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔森田議員「はい」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（高田英亮君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、9番 榎本喜之君の一般質問を許可します。

はじめに、残薬問題についての質問をどうぞ。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 議長の許可が出ましたので、一般質問をいたします。

昨年あたりから報道され、この春ごろからより注目を浴びるようになってきた薬の飲み忘れや飲み残しによる残薬問題、高齢者の分だけで全国で1年間の額は500億円になるとも言われています。ジェネリック医薬品の利用など医療費の高騰を防ぐ努力をされていますが、ここにも注目をしていただきたい。

埼玉県が実施した高齢者等の薬の飲み残し対策事業では、50歳以上、慢性疾患で1年以上の服薬歴を有する患者150名を対象にした調査では、全ての患者で残薬が確認されています。薬は医師が患者を治すには必要だという量を処方しているのであって、決して無駄に多く出しているわけではないでしょう。先ほどの埼玉県の調査でも、つい飲み忘れてしまうからという理由が49.5%で最も多く、症状改善で必要がなくなったが17.9%、薬が多過ぎるからが9%、医師・薬剤師の確認不足や説明不足が7.1%と続きます。患者側の要因によるものがほとんどですが、医療側の要因も22.8%ありました。市で医療費の適正化を何とか後押しできないでしょうか。

この問題は、国でも取り上げられ、2014年の報酬改正では、薬剤師の残薬確認が義務になり、さらに2016年の改定までに長期処方の見直しなども検討されようとしています。

今、お薬手帳というものがあります。薬局で処方状況を記入してくれます。自分で飲んでいるサプリメントや常備薬を記入しおくと、薬剤師さんが飲み合わせなどもアドバイスしてくれるそうです。でも、病院ごとに手帳を変えているとか、間違った使い方をしている人もいます。この手帳の使い方をPRし、周知するだけでも変わるのでしょうか。

また、かかりつけ薬局をつくってもらうことも検討してはどうでしょうか。気軽に相談できる過去の薬歴を把握してくれているなど、メリットがあると思います。薬の多い方は毎回飲む分ずつ分けて袋詰めしてもらうとか、飲みにくいので粉にしてもらえるとといったこともできるはずですが、薬バックで残薬を薬局に持ち込んで確認してもらうなども、進めてはどうでしょうか。

一般の人には、医療関係の明細はなかなかわかりません。保有薬剤種類の数、営業内容によって点数も違いますし、薬手帳を持っていないのに持っている点数を加算したりしている薬局も存在します。受診した病院の近くにある薬局を利用している人がほとんどですが、かかりつけ薬局を持つことはいいことだと思います。これらは、本来薬局の自己努力ですることかもしれませんが、残薬の削減や医療費の適正化のためにも、医師会、薬剤師会と協力することは大事だと思います。薬剤師の判断で処方量を変えることはできないと思います。医師の協力も当然必要になってきます。医師会、薬剤師会との協議の場などはないですか。

また、周りの人の手助けがないと薬が飲めない人、自分で薬局に行けない人など、在宅介護などの現場において残薬問題はありますか。要支援・要介護とも薬剤管理をしてもらえることになっていますが、実際どれぐらい利用されたりしているのでしょうか。

1回目の質問とします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、医療費の適正化の観点から答弁させていただきます。

市では、医療費の適正化に向けて、レセプトの内容点検、医療費通知の送付、国民健康保険証の更新時にジェネリック医薬品の希望シールを配布、またジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知の送付等を実施し取り組んでいるところです。

また、国保連合会のレセプトデータを分析し、紀の川市が取り組むべき保健事業を実施するデータヘルス計画の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のとおり、年々医療費が増大している中、残薬問題が取り上げられていることは事実であり、残薬をなくすことで医療費の抑制につながるものと考えるところですが、薬の処方については、患者の症状に合わせて治療に必要なだけの分量を出しているものがあります。しかしながら、飲み忘れなど患者の都合だけでなく、医師、薬剤師の説明不足等により残薬が生じているということが調査等により報告されております。

なお、かかりつけ薬局を持つかどうかは、あくまで患者個人の判断に委ねられるものであり、本来であれば患者が処方された薬を正しく服用することが基本であると考えているところでございます。

また、お薬手帳の活用については、平成26年度の改定によりまして、手帳の交付をしない特例が設けられたことから有効な活用が難しいところですが、市民の皆様には正しい薬の服用等について知っていただくため、市が実施する健康づくりに関する出前講座を御利用いただいた際には、講座の中で薬を正しく服用することをPRしていただきたく関係部に要望してまいりたいと考えているところです。

さらに、一部の薬局では、残薬問題に取り組んでいると聞き及んでいますが、さらなる残薬の解消に取り組むことも重要な課題であると認識しておりますので、市と医師会や薬剤師会と協議する機会がありましたなら、残薬問題について問題提起をしていただきたく、あわせて関係部に要望してまいりたいと考えているところです。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、榎本議員の残薬問題についての一般質問のうち、在宅介護現場の対応について答弁させていただきます。

高齢者になると、抱えている持病が増すごとに服用しなければならない薬もどんどんふえ、飲み忘れや飲み間違いといった問題がクローズアップされてきております。

御質問の在宅介護の現場での残薬の対応といたしましては、介護サービスを御利用の方には、制度上、本人の意向による「居宅療養管理指導」を受けていただけます。これは、在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導・助言等を行うサービスでございます。

具体的には、薬で不安なこと、疑問点などの相談、残っている薬の整理、医師の許可が必要ですが、服用時点ごとの1包化、服薬カレンダーの利用、保管場所の整理などでございます。

本市では、居宅療養管理指導の年間利用人数は、平成26年度で約1,700の方が利用されており、毎年100名程度増加している状況でございます。このほか、訪問介護を利用されている方にもヘルパー等が薬の整理、服薬カレンダーの利用、また病院での薬の受け取り代行を行っています。

高齢者数の急増とともに、今後ますます飲み忘れ、飲み残しによる残薬管理などが必要になってくることから、サービスの利用を促したいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

医療費通知や明細を見て、その内容を把握できるかといえば、疑問があります。手帳を

交付しない特例が設けられたということですが、持っていなければ点数が低く抑えられる。だから、有効な活用が難しいということですが、先ほども言いましたように、特例に値する場合でも、点数を下げていない薬局もあります。これは、内容を知っていなければ気づきません。残薬管理、服用相談などもあわせ、薬剤師との信頼関係が大事ではないでしょうか。病気を治すためには、医師と同じように薬剤師も大事だと思うから、かかりつけ薬局をつくってはと考えているのです。

市の出前講座でPRしていくとのことですが、4月の広報に講座内容が載っています。新しく講座を設けるなら、一時的に大きくPRできませんか。ホームページにトピック的に載せるとか、広報紙に、「新しい講座ができました」と載せるとか、講座の受講を促すことはできませんか。チラシやポスターを市でつくるのが難しいなら、医師、薬剤師との協議の場などをお願いすることはできないでしょうか。

在宅の部分でも、長期処方の見直しがされれば処方回数がふえ、サービスの利用頻度がふえることになります。費用面ではどちらがいいのか判断しづらいところですが、患者のためにも残薬をなくすということはいいことだと思っておりますので、広く広報してほしいと思います。

2回目の質問です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘の医師や薬剤師との信頼関係を築くことは重要であると考えているところです。医療機関や薬局では、領収書と合わせて明細書が交付されますので、内容等に疑義がある場合、さらに詳細な説明を求めたり相談することができるのではと考えているところです。

また、出前講座ですが、既存の講座の中で、「薬を正しく服用することの重要性」の項目を追加していただき、PRをしていくものでございます。

また、医師や薬剤師の方々と市の関係部署と協議を持つ機会がありましたなら、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、残薬について問題提起を関係部署を通じまして要望してまいりたいと考えているところです。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 榎本議員の再質問のうち、ただいま市民部長から答弁させていただきましたが、直接関係ございます薬剤師会とのかかわりについて、少し触れさせていただきたいと思います。

この薬剤師会におきましても、今この問題については大きな問題と捉えております。それで、薬剤師会におきましてPR活動といたしまして、薬について何でも相談でき、信頼関係を築き上げるためのかかりつけ薬局を持つこと、また患者を守ってくれるお薬手帳がありますね、その活用。

また、なぜ薬が残るのか、またなぜ服用できないのかという薬剤師に伝える運動、そういう指導、残薬指導なんですけども、それとあわせて、先ほど最初の質問でもございましたジェネリックの医薬品等の啓発、これ4点について、今薬剤師会がPR活動を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、薬には副作用がありますので、かかりつけ薬局やかかりつけ医がお互い顔の知っている関係づくり、こういうのが必要であるかと考えますので、市といたしましても直接健康推進課の関係でしますので、那賀薬剤師会と協力しながら、この啓発に努めてまいりたいと、そのように思いますのでどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔榎本議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 次に、改正道交法についての質問をどうぞ。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 次に、改正道交法についての質問をさせていただきます。

この6月1日から、自転車の罰則強化を主なものとした改正道路交通法が施行されました。14項目の違反行為を3年間に2回犯すと、自転車運転者講習の受講が義務づけられました。対象年齢は14歳以上で、中学生も該当してきます。講習は3時間、5,700円の費用も必要です。受講しない場合は、5万円以下の罰金も課せられます。新たな違反行為が加えられたわけではありませんが、自転車の絡む事故は10年で18万件から10万件と減少する中、自転車と歩行者の事故はほぼ横ばいとなっていることなどから、罰則強化されたようです。

以前、教育長に、徒歩で通学する小学生から自転車通学の中学生になるときに、一定の試験を実施しているが、この話をしました。その中学校では、試験に合格しないと自転車通学を許可されません。子どもの命を守ることと、子どもが加害者にならないよう実施しているようです。学校での自転車の交通安全指導は、どのようにしていますか。

古い話ですが、私が学生のころ、学校からの距離だけで自転車通学か徒歩通学が決められました。自転車通学の生徒はヘルメットをもらい、入学式から自転車通学できました。自転車に乗れるか乗れないかに関係なく、また交通ルールを知っているかいないかにかかわらず、自転車通学できました。

中学校進学前に、一定の試験を経てから自転車通学を許可するといった方法はどうでしょう。保護者もちゃんと指導するでしょうし、自転車で通学することに、より関心を持ってもらえるのではないのでしょうか。そうしていくことによって、自転車での違反で運悪く捕まったと考える人、事故の被害者、加害者になる子どもが減っていくのではないのでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 本年6月1日に改正道路交通法が施行され、刑事罰の対象となる14歳以上の運転者が、信号無視や一時不停止など14項目の危険行為を3以内に2回以上繰り返した場合、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられることになりました。

教育委員会では、5月開催の定例教頭会におきまして、法改正の内容説明と安全教育の指導を徹底するよう教育長から訓示をするとともに、6月1日の法施行日において、学校長あてに、子どもたちが自転車事故の被害者や加害者になることのないよう、家庭への啓発の徹底を指示をいたしました。

また、本年度市内の全ての学校において交通安全教室を開催する予定であり、小学校では、交通安全ガイドマップやDVDを見せての指導や、学校によっては運動場の模擬道路を使った自転車の安全な乗り方について警察官に指導を受けるところもございます。

また、中学校では、全校集会において「自転車乗車のマナー」や「改正道路交通法に係る自転車講習制度」について指導を行うとともに、パンフレットの配布やDVDの視聴後の指導を行う計画であり、既に実施しているところもございます。

保護者に対しては、リーフレットや文書を配布し、家庭での交通安全についての指導を依頼しております。

議員御提案の、中学校進学時に一定の試験を経てから自転車通学を許可する方法でございますが、中学生に自転車運転時のルールとマナーの徹底を図ることができる効果的な手段と思われるが、公共交通機関が発達していない紀の川市の場合、試験に合格できない子どもに遠距離の徒歩通学をさせることとなりますので、慎重な検討が必要であると考えてございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 通告時間も過ぎていますが、議長、許可いただけますか。

○議長（高田英亮君） はい。

○9番（榎本喜之君）（質問席） はい。済みません、再質問をさせていただきます。

小学生、中学生における交通指導ということで、本庁1階ロビーに自転車の安全シミュレーターが設置されていると思います。平日、昼間しかあいてない市役所に置いておくよりも、できる限り学校等を回り、また地域の集会施設等を回り利用していただくというのはどう考えておるか、まず一つ聞かせていただきます。

それとまた、教育長にお伺いするんですけれども、ルール、マナーの徹底を図ることができる効果的な手段とおっしゃっていただいて、公共交通機関がないから遠距離の通学ができないと言われますが、ルールやマナーを身につけていない子どもが自転車通学をするほうが危ないと思われるので、確認事項という観点でのテストの実施等考えられないか、お答えいただければと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいま再質問いただきました市役所本庁舎1階ロビーに設置しております「自転車シミュレーター」を自転車の交通安全指導に活用してはどうかということでございますけれども、設置場所を移動させて利用するためには、運搬の方法、それから設置場所に課題があることや遊具として捉えられてしまうことへの危惧も残りますので、学校には「自転車シミュレーター」の現在の設置場所における利用を促進するための周知を図り、一方、実際に使用している自転車を使った実践的な指導を今後実施していきたいと考えてございます。

教育委員会といたしましては、児童・生徒が乗車する自転車の点検整備、それから乗り方のマナー等をさらに充実させて安全運転の指導に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 議員提案の自転車運転免許証にしてはどうかという中身で、部長が先ほど答弁したとおりであります。いろいろなケースも考えられ、十分に検討を進めてまいりたいと思っております。

現時点では、各学校では、小学生に下校後の地域での自転車運転のあり方、中学生には、自転車登校について警察等の関係機関から御支援をいただきながら、小学生時代から子どもを被害者にも加害者にもしないという十分な指導も重ね、4月当初からはもちろん、交通安全指導・教育を充実させることはもちろんであります。年間通じて、これはしていきたいと思っております。さらに、PTAにも働きかけ、安全意識を向上させる施策も講じてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、免許証よりも、まず自転車通行安全運転のマナー及び運転の仕方については、確認させるような項目をかた苦しいテストじゃなくて、質問事項等々も含めて検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔榎本議員「はい」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、2番 太田加寿也君の一般質問を許可します。

太田加寿也君。

はじめに、紀の川市の子どもたちを取り巻く教育環境は今どうなっているか。これから何を変えていくのかの質問をどうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） ただいま議長から許可いただきましたので、私の質問をさせていただきたいと思っております。

一つ目、子どもたちを取り巻く教育環境についてであります。実は、この質問をするに

あたって、文書化するためにいろんなことを書き出したんですが、まとめられないほどいっぱいになってしまいましたので、このまま読むと大変時間がかかるので、要点のみ述べさせていただきたいというふうに思います。

学校教育の目標は、子どもたちの健やかな成長と学力の向上だと思っています。しかしながら、子どもたちを取り巻く現在の状況は、非常に厳しいものがあると思います。いろんな子どもを巻き込む事件等も頻発しています。保護者の経済的な事情も含めて、子どもたちがゆったりと安心して生活することが困難な時代になってきています。また、情報化社会という面で、子どもたちの間にスマホやパソコン等いろんな機器が広がって行って、LINE等を含むSNSの通信等で非常に多くの時間を子どもたちが使ってしまうている。さらに、家庭での教育力の低下、地域の教育力の低下、子どもを取り巻く環境というのは、年を追って厳しくなっているというふうに感じています。

子どもたちを教える先生たちの状況は、今どうなっているのかという教育現場のことを次に、ちょっとお話ししたい。

昔のように、勉強だけ教えていればいい時代では、今はありません。本来なら、家庭で教育すべきしつけや基本的な生活習慣までも学校で教えることを求められています。また、難しい保護者の対応、いわゆるモンスターペアレンツ等の対応にも非常に苦労します。ほかに、生徒指導、家庭訪問、部活動、学校にはいろんな仕事が山積しています。それ以外に、研究発表やさまざまな分野の研修、提出書類、これらをこなしていくと、勤務時間をオーバーするのは、教育現場では当たり前のことに今はなっている。

昔から、「夏休みが、あるいは冬休みがあってええなあ」と言われた時代がありますが、現在は、例えば中学校であれば、チームの大会ですね、そういう大会が地方の大会から県大会、全国大会、たくさんのそういう行事が入ってきますし、さらに先生自身の会議や研修等がその夏休みに入ってきますから、決して昔言われたように、長期の休みがあっといういなあという、そういう時代ではもうなくなっていると考えています。

新任の先生のことを一つ言いたいんですが、一般的に企業に就職した新人というのは、研修期間というのが設けられます。ところが、学校現場というところは、新採の先生が採用されて学校現場に行くと、例えば担任を持つとしたときに、新人だからということにはなりません。これは、ベテランの先生と同じように対等の仕事、対等の責任を負います。このようにして、先生方には子どもたちとゆったりと接するための余裕の時間というのがどんどんなくなっていくのが現状だというふうに考えています。余裕の時間がないということで、精神的にも肉体的にも疲れて、体調を崩す先生がたくさん出てくる。

○議長（高田英亮君） 太田議員に申し上げます。質問の内容は簡潔に願います。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 申しわけありません。

近年、教員の退職者の半数以上が、早期退職という状況になっています。退職していく半数以上の先生方が、定年を待たずに退職してしまう。この数字というのは、ほかの職業から比べると、非常に大きいなというふうに感じています。

特に、小学校の先生の場合、朝の打ち合わせは職員室でやってると思うんですが、次にいつ職員室に戻ってくるかという、ほとんど教室、給食のときは給食の準備を生徒と一緒にして、一緒に給食を食べてということで、ほとんど職員室には戻ってこない。そうしないと、子どもたち一人一人の体調や状況というのはつかめないという、そういうことです。なかなか一般の人にはわかってもらいにくいと思うんですが、教育現場というのは、一日中子どもと接するというそういう場所だということです。

そういう中で、先ほど言いました退職者の半数以上が早期退職してしまう、なぜベテランの先生たちが定年を待たずに退職してしまうのか。学校教育の中では、ベテランの先生の豊富な経験、教育をやってきた豊富な経験ということがとても重要だと考えています。また、若い後輩に、その豊かな経験を伝えていくということが、先輩教諭の大きな仕事のうちのひとつだと思っているんです。ところが、近年は定年を待たずにどんどん退職してってしまう、そういう現状が起こっています。

本市以外の教育委員会等のその分析を見ても、どこへ行ってもこういう状況が今起こってると思うんですが、特に小学校で多い。分析の中には、こういうふうな文書が出てきます。クラス担任制の小学校を中心に、多忙化や保護者対応などに限界を感じる教諭がふえていたりとか、のしかかる負担に耐え切れずにやめていく教諭がふえてる。特に、ここ5年、10年の間どんどんふえてきている。教育現場の疲弊がどんどん進んでいるという、そういう分析しています。

教育委員会というのは、学校教育のために特別に設置されている部署であり、この学校を支えていくというのが一つの大きな仕事であると思います。そういう面で、この経験豊かなベテランの先生が、最後まで子どもたちと一緒に勉強を、学習をして、後輩にはその技術を伝達していってもらい、そういうような教育環境を教育委員会としてしっかりつくってほしいな、そのことが子どもたちの健やかな成長につながるのではないかなと、そういうふうに考えています。

現状のことを踏まえて、今後の教育委員会としての対応をどうしていくんかということをお聞かせいただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 紀の川市では、「紀産紀育」を合い言葉に、子ども・学校・保護者・地域社会が、ともに育ち合う喜び、育て合う喜びを目指し、教育活動に取り組んでいます。

そのような中で、将来を見据えた「生きる力」に結びつくような学力の向上を大きく取り上げ、授業の工夫・改善などを、全ての小・中学校において実践しているところであります。

一斉授業のみでは、児童・生徒の理解や考える力を育てることには限界があり、いろいろな手だてによる授業展開が求められます。いわゆる学び合うことで、ともに伸びる力の

伸長を多くの教員が試行錯誤しながら進めている現状があります。

しかし、学校現場においては、一人一人の育った環境や現状を鑑みた場合、一様でなく、何らかの課題を持った子どもたちも多く見受けられることもあり、個に応じた指導が何よりも大切になってきます。このような授業への工夫改善とともに、児童・生徒へのきめ細やかな指導や導き、事務処理、保護者や地域への対応と教職員にはさまざまな形でストレスが形成されていることも十分考えられます。

学校現場では、管理職による職員管理として、常に各教職員の健康状態や学年・学級の様子を把握し、適切な運営ができるよう努めるとともに、教育委員会でも校長会・教頭会を通じ指導しているところでございます。また、各校では教員一人一人と学校長が直接育成面接も行っており、教職員の実態掌握に努めておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君、質問はもっと簡潔にお願いします。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問、させていただきます。ちょっと長くなって申しわけありません。

今、教育部長から答弁いただいたように、子どもたちの教育というのは、学校と教育委員会だけではなく、保護者、地域が協力し一体となって子どもたちを育てる、そのことで将来を背負ってくれる子どもたちの健やかな成長と学力というのに結びつくのかなと思っています。

以前にも質問させていただいたんですが、地域教育コミュニティ、スタートしたのは荒川中学校、あらかわの地域だったと思うんですが、地域の人が学校と協力して子どもたちを見守り、一緒に育てる、そういう地域ぐるみの教育というのが、今、子どもたちを見守る上で非常に大切になってきてるんじゃないかなと思っています。そのことについて、今どういうふうに進んでいるのかをお聞きしたいと、そういうふうにありますので、よろしくお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問、子どもたちを、教師だけではなく保護者や地域、行政が協力してサポートしていく、そのために地域共育コミュニティを活用してはどうかということでございますが、地域共育コミュニティにつきましては、平成20年桃山地区におきまして結成されました。ボランティアの皆様方による読み聞かせや図書ボランティアといった学校活動に御協力をいただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、この活動を市内全域に広げていくため、平成26年度におきましては那賀地区で、それから本年度は粉河地区で立ち上げる予定となっております。打田・貴志川地区についても順次実施したいと考えてございます。地域の方々が学校現場に入り、学校教育の一翼を担うということは、子どもたちだけでなく、教師や地域の

方々にとっても非常に有意義なことで、学校現場の理解にもつながると考えており、この事業を充実していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 最後に、教育長にお伺いしたいと思います。

先日、NHKの番組で教育評論家の尾木直樹氏が出演して、子どもの子育てについて話し合っていたんですが、その中で、「子どもの学力とスマホの使用時間の関係」というのが出てきました。いわゆるLINEとかを中心とするSNSの利用なんですけども、この使用時間が長くなるのに比例して学力が落ちていくという、そういうことをアンケートのグラフを通してやっていました。

ある全国統計を見ると、本市を含めた和歌山県のスマホの所有率は、全国ベストテンに入ってます。その中で、スマホのゲームやテレビゲームという、そういうふうに使われている使用時間というのも、これも全国トップレベル、非常に長い。逆に、家庭学習の時間の短さというのを見ると、これ短いということでもトップレベル、こういう状況というのが学力にどの程度影響しているのか。いわゆる全国学テというのを、これも全国の平均値があるんですが、それもやっぱり大変気になると。どういうふうな手段があるかということ、やっぱり考えなあかんことだと思うんですが、何かの取り組みが必要かなというふうに考えています。

初めに質問させていただいた早期退職等も含めて、教育長の今後の学校教育への取り組みについてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 議員御指摘のように、教員の世代交代というのでしょうか。今、日本全国でベテランの先生が退職し、若い先生がどんどんと採用されております。本市においても同じことでもあります。

ただ、教育行政を預かる私としては、若い教員が採用されることは、子ども目線で見ると、子どもたちは大変喜んでおり、学校に活気が出たという報告をもあります。一概にそういうベテランの先生が少なくなっていく中で、むしろ若い先生がベテランの先生にひっついてより多くのことを学んでいるというのも現状であります。

さらに、教育委員会としては、ベテランの先生の力をどうおかりしているのか。再雇用で、さらにベテランの先生に来ていただく機会も設けております。また、新採の教員の指導教官として来ていただくことも考えております。市、実際やっております。今、教員の過渡期と言いましたけれども、大きな流れの中に若い力が出ていることも一つ御承知おきいただければありがたいと思っております。

さらに、スマホと学力の関係、これはいろいろな研究機関や教育評論家が言っておりま

す。私も全てをそうとは思いませんが、それに同意をするところもあります。しかし、現時点で紀の川市の子どもたちのスマホの使用時間等々についても、各学校でそれは調べているのを、これは今集約したいと、そのように考えております。

スマホをはじめ、教育機器の利活用の仕方のあり方から、根本から一つ考えて、市教委からスマホのあり方、それから情報等のマナー、いじめにつながらないかどうかということについては、マニュアル等も出して指導している最中でありますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 次に、本市の活性化に向けた取り組みについての質問をどうぞ。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 続いて、二つ目、本市の活性化に向けた取り組みについて、お伺いしたいと思います。

人口減少、少子高齢化が着実に進んでいる本市において、将来の発展のために行政としていろいろな面で活性化策を進めていただけています。国体を直前に控えて、紀の川インター、あるいは打田の新体育館など、大きなものについては非常によく見えている分はあるんですが、本市の基幹産業や観光資源のPRという分については、なかなか見えてこない部分があります。

午前中、同じような内容で質問されていたんですが、例えば、藤原紀香さんが紀の川市のフルーツ大使を引き受けてくれたというのは、本市のPRの大きな起爆剤になると思っています。私としたり、特に若い世代や小・中学生の前で活動していただければ、本市の将来にとって子どもたち、若い人に大きな刺激になってくれるのではないのかなというふう考えています。

さて、5月初め、京奈和道かつらぎ西パーキングの橋本方面に、新しい道の駅がオープンしました。規模は小さいんですけども、駐車場にはたくさんの車がとまり、レストランや地元の物産販売所もよくにぎわっています。周辺地域の観光案内所も設置されています。将来的には、和歌山方面にも同様の施設がつくられるのではないかなと思っています。

ここ1年余りの間に、本市の近くに道の駅が新たに二つできました。紀の川流域で、紀の川市だけが道の駅は一つもありません。今、竜門の遠方のほうで、新しい道の工事が進んでいます。この道が開通すれば紀の川市から橋本市まで、いわゆる河南道路が完成します。今は信号もなく、北の京奈和道とともに川南の住民にとって非常に便利になり、交通量もふえていくと考えています。

しかし、本市の河南道路沿いを考えてみると、地元のフルーツなどの地産品を売る大きな施設は一つもなく、きちんとした観光案内所也没有。この河南の部分に道の駅のような施設をつくれなにかと。このことは、ちょうど1年前にも質問させていただいたんですが、その後どうなってきたのでしょうか。

めっけもん広場含めて、大きな販売所が幾つかありますが、この河南地域には小さいも

のしかないので、もし道の駅のようなちょっと大きな施設ができれば、紀の川市全体への観光情報の発信基地として、また地産品の販売基地として河南地域の発展に大きく貢献できるのではないかなと考えています。

特に、桃山周辺だけでも観光資源がたくさん集まっています。春には、平野から山まで一面の桃の花、いわゆる桃源郷、そしてきのかわフライトパーク、百合山・最初ヶ峰へのハイキングや軽登山、新四国八十八ヶ所めぐり、三船神社、スポレクセンターとか、あるいはJA西部流通センターというふうに、近くにたくさんのが観光資源として眠っているのではないかなと思います。

ぜひとも、先ほども述べましたが、フルーツ大使にも協力をいただいて、何とか他の地方におくれをとらないように取り組みを進めていただきたいと考えているんですが、このことについて今後の計画をお伺いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 道の駅に関する質問で、県道和歌山橋本線の沿線に、特に桃山方面に道の駅等を設置して連携を図ってはどうかという御質問でございますけれども、本市においても条件が整えば登録は十分に可能と考えてございますが、新たな設置につきましては、今後検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 太田議員、御質問の本市の活性化に向けた取り組みにつきまして、農林商工部からお答えを申し上げます。

なお、答弁につきましては、一部午前中の森田議員との重複部分もございしますが、御容赦いただきたいと思います。

本市の将来の発展のための活性化策であります。やはり基幹産業である農業の振興施策を推し進め、四季を通じて新鮮な野菜や果物が豊富にとれる地域の特性を生かしたまちづくりにほかならないと考えてございます。また、本市の経済循環におきましても、農業を基軸として展開をしてございまして、農業の盛衰は地域経済の動向に大きな影響を及ぼすということでもあります。

しかしながら、本市の農業を取り巻く環境は、以前にも増して厳しく、就農者の減少等により果樹を初めとする主要農産物の生産量・販売額は、総じて右肩下がりの傾向が続いてございます。

こうした状況に歯どめをかけるには、JA等関係機関と密接な関係を保ちながら、地域農業の振興と農家所得の向上を図るため、営農部門、販売部門の対策を強化していくことはもちろんことではございますが、側面から、本市が誇れるフルーツを大々的に市内外にPRをすることで、販売促進やまちのイメージアップ、さらに観光客の誘客につなげる取り組みが地域の活性化につながるものと考えております。

現在、県補助と地域総合整備財団、いわゆる「ふるさと財団」と呼ばれる組織でございますが、それらの御支援もいただきまして、市民協働によるフルーツ・ツーリズム研究会を立ち上げ、フルーツと人を生かした誘客の仕組みづくり、ツーリズム展開に向けた体制づくり、市のイメージアップとプロモーションの強化を三つの柱に掲げまして、商工業と観光振興も含めまして、ソフト面から地域産業を盛り上げる施策の取りまとめや、イベント企画に取り組んでいただいているところでございます。

市といたしても、こうした活動内容を広く発信することで、大きな成果が出せるよう力を注いでまいりたいと考えてございます。また、「フルーツ大使」をお引き受けいただきました藤原紀香さんにつきましても、こういったお手伝いをしていただけたらなということで期待をしてございます。

次に、道の駅に関する御質問でございますが、議員も申されるとおり、道の駅に登録されれば、産業振興や雇用の創出、観光客の誘客などで、地域の活性化につながる非常に魅力ある施設と認識してございます。

近郊に次々と登録施設ができてまして、本市が取り残された感はありますが、JA紀の里が運営する「めっけもん広場」は、地場産農産物販売に関してはどこの道の駅にも引けをとらない施設であると思っております。現在、JAは、「めっけもん広場を核とする都市と農村の交流拠点」として、既存機能にレストラン部門の新設、体験農園の拡充、市民農園の新設なども検討してございまして、一日ゆっくりと楽しんでいただける施設への転換を目指し、本年度中に調査業務に入ると伺ってございます。

市単独で道の駅を新設ということになれば、財政負担も大きくなりますが、こうした民間施設の活用や民間活力の導入、さらに市の観光施設をうまく利活用することで道の駅に登録も可能であります。登録には、一定の施設整備に加えまして、その施設を活用してどのように地域産業の発展や観光振興につなげていくかといった、スケールの大きな「ビジョン」の策定も必須条件となっております。

そのため、先ほど申し上げたフルーツを生かしたまちづくりへの取り組み、市内各地に点在する観光施設のネットワーク化などにつきましても検討を加えまして、市のあらゆる分野にわたる情報発信の拠点となるべく、登録に向けた早急な進めをしてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、河南地域への道の駅ということで、議員のほうからも御質問あったわけでございますけれども、市が設置するということであります。その市の施設の中に、こういったものを組み入れていくかというようなことが、道の駅をつくるにあたっての重要な要素であります。

そういった部分についても、非常に重要なわけでございますけれども、今のところ、JAとしては、先ほど申し上げましたように、めっけもん広場をどういうふうにするんかということが、今検討課題になってございますので、河南地域へのというようなところまでは踏み込んで考えてないということもあわせて御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 続いて、他の活性化策についても、ちょっとお伺いしたいと思います。

紀の川インター周辺の開発、これは午前中に森田議員も一部言われた部分があると思うんですが、市長を中心にインターから大阪への道という将来的なことも含めて、インター周辺をどのように今後開発していくのか。それから、4車線化というのももう進めることは決まってると思うんですが、それを含めてインター周辺の開発をどう進めていくのか。

もう一つは、工業団地の優良企業誘致というのは、どの程度進んでいるのか。これらのことは、若者の雇用という意味で、今後紀の川市のために非常に重要になってくると思うんですが、その2点について、お伺いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 紀の川周辺のインターチェンジ周辺の開発の件でございますけれども、先ほど太田議員が触れられました県道泉佐野打田線の国道24号から紀の川インターまでの間の4車線化ということで、県事業として着手をいただいているところでございます。

その関連ではございますが、本年の第1回定例会の川原議員の一般質問の「人口減少をとめる必要性」での答弁と一部重なる部分があり、大変恐縮でございますけれども、本年度から次年度の2カ年にかけて集約型都市構造の確立を目指し、計画的な土地利用の規制誘導と都市基盤の整備推進を図るため、土地利用方針策定事業に取り組んでおり、今後、用途地域などの指定を検討していくことになってございます。このような取り組みが、将来の活性化につながると確信してございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（高田英亮君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 太田議員の再質問にお答えいたします。

優良企業の誘致についてでございますけれども、まず北勢田第2工業団地の状況でございますが、5区画のうち1画につきましては、御存じのとおり中部抵抗器が平成25年9月から操業を開始しております。残り4区画のうち、4号地については、既に大阪府の食品製造会社に売却済みでございます。残りの3区画につきましても、優良企業の誘致が早期にできますように鋭意努力しているところでございます。

また、工業団地以外でも、民間所有の空き工場等の情報収集を行い、優良企業を誘致し、若者の働く場の確保や自主財源の確保につながるよう誘致活動を行ってまいります。

○議長（高田英亮君） 太田議員に申し上げます。今の質問は、一つの質問としてこれも含めた中で質問をしていただいて、再質問、再々質問については、それについての答弁を求めていただきたいと、そのように思いますので。

それでは、再々質問、ありますか。

〔太田議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） ありませんね。

以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、これにて延会し、あす24日、午前9時30分から再開したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

（延会 午後 2時06分）